

予 算 要 求 資 料

令和4年度当初予算 支出科目 款：警察費 項：警察活動費 目：刑事警察費

事業名 取調べの録音・録画装置整備費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

警察本部 刑事部 刑事総務課 電話番号：058-271-2424 (内 4011)

E-mail：c18873@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 24,024 千円 (前年度予算額：6,496 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,496	2,155	0	0	0	0	0	0	4,341
要求額	24,024	7,526	0	0	0	0	0	0	16,498
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

令和元年6月、取調べの録音・録画制度が施行となり、一部例外規定を除いて裁判員裁判対象事件の録音・録画が義務付けられるとともに、公判において対象事件の取調べで録取した被疑者調書の任意性等が争われたときは、当該取調べの録音・録画記録が無ければ証拠能力が認められないため、確実に録音・録画を実施しなければならない。

設置型録音・録画装置は故障の際、メーカーへ機器の送付ができないため、復旧に多くの日数を要する弊害も現れてきている現状があり、従来の可搬型よりも目立たず、操作性もアップした小型可搬型録音・録画装置のメリットも見直されてきている。

一方で平成27年度に国費整備された設置型装置12式については、令和4年度に耐用年数を迎え、メーカーからは令和7年度以降は故障に対する対応ができず、それまではメンテナンスパックで修繕に対応する旨の通知がなされたことから、令和7年度までに順次整備していく必要がある。

(2) 事業内容

録音・録画装置の更新整備

平成 31 年度からの 4 か年計画の最終年で、計画どおり、小型可搬型装置 6 式を購入整備。

耐用年数を迎える平成 27 年度整備の録音・録画装置（設置型）12 式については、3 か年計画で、各年 4 式ずつ購入整備。

（3）県負担・補助率の考え方

県内で発生した犯罪被疑者に対する取調べの際に使用する装置の整備であること、また他の国庫補助対象事業と同様の割合で国庫を充当しており県負担は妥当である。

（4）類似事業の有無

無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	3,718	設置型の録音・録画装置メンテナンス料
備品購入費	20,306	録音・録画装置の更新整備
合計	24,024	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

「清流の国ぎふ」創生総合戦略

Ⅱ-2-(2)-③ 犯罪・交通事故防止の推進

（2）国・他県の状況

・改正発達障害者支援法 平成 28 年 8 月施行

・改正組織犯罪処罰法 平成 29 年 7 月施行

組織犯罪を計画段階で処罰可能とするテロ等準備罪を新設し、その運用にあたり取調べの録音・録画をできる限り実施することとした。

・刑事訴訟法等の一部を改正する法律 令和元年 6 月施行

対象事件（裁判員裁判対象事件等）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を取り調べるとき又は弁解の機会を与えるときは、その状況を録音・録画しなければならない。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 平成 31 年度から 4 か年計画により整備を継続してきた設置型の録音・録画装置については最終年を迎えるが、耐用年数を経過するまでに 3 か年計画で順次整備していく。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R2 年度 実績	R3 年度 目標	R4 年度 目標	終期目標 (R)	達成率
						%
録音・録画試行実施 件数	/	135 件	/	/	/	%

○指標を設定することができない場合の理由

犯罪捜査の過程で必要な手続きであり、目標設定することは困難である。

（これまでの取組内容と成果）

令和 2 年度	○令和 2 年度は、試行対象事件 135 件の録音・録画を実施した。 ○録音・録画に関する教養は、全警察署を対象とした巡回教養のほか、警察学校や警察本部における実践塾の開催等を通じて、捜査員に対して録音・録画装置の取扱要領や取調要領等の教養を行った。
令和 3 年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%
令和 4 年度	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___%

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・事業の必要性（社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断） 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</p>	
(評価) 3	令和元年6月に対象事件における被疑者の取調べの全過程での録音・録画が義務付けられたほか、供述の任意性、信用性を確保するためにも必要性は高い。
<p>・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） 3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</p>	
(評価) 2	取調べの任意性、信用性を高め、客観的な記録による裁判員等の的確な判断を可能とするために必要であり、今後、全過程で実施するためには、録音・録画装置の適正な維持管理が必要である。
<p>・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</p>	
(評価) 1	取調べの任意性、信用性を確保する上で重要性が高く、今後、効果的かつ効率的に実施する上で、更なる整備が必要である。

(今後の課題)

<p>・事業が直面する課題や改善が必要な事項</p> <p>取調べの録音・録画制度を適正に履行するためには、現在保有する録音・録画装置の維持管理を適切に推進していかなければならない。</p>

(次年度の方向性)

<p>・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</p> <p>県民の安全・安心を確保するために必要不可欠な事業であり、整備された装置を効果的かつ効率的に活用して、適正な取調べによる社会正義の実現を推進していく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由や期待する効果 など</p>	